

川西市上下水道局情報セキュリティに関する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

川西市上下水道事業管理者 酒本 恭 聖

川西市上下水道事業管理規程第 1 号

川西市上下水道局に係る情報セキュリティ規程

(目的)

第1条 この規程は、川西市上下水道局の情報セキュリティに関し、その確保のための体制及び方策に係る基本的な事項を定めることにより、情報資産をさまざまな脅威から守り、川西市上下水道局の行政サービスを安全かつ効率的に提供し、もって市政に対する市民の信頼を一層増進することを目的とする。

(準用等)

第2条 川西市情報セキュリティに関する規則（平成16年川西市規則第17号）第2条から第15条までの規定は、川西市上下水道局の情報セキュリティについて準用する。

2 前項の規定による準用についての読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条第1項	副市長	上下水道事業管理者
第8条第1項	企画財政部長	上下水道局長
第9条第1項	企画財政部ICT推進課長	経営企画課長（人事・契約担当）

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。